

少子化社会を考える

社会研究部門 土堤内 昭雄
doteuchi@nli-research.co.jp

はじめに

わが国では急速に少子高齢化が進んでいる。高齢化率はすでに18%を超え、2000年4月の公的介護保険の導入や、最近では年金制度の見直しなど本格的な高齢社会に向けた社会制度改革が行われている。一方、少子化については、2002年の合計特殊出生率が1.32になり、子どもの減少傾向は続いている。政府は03年7月に少子化社会対策基本法を制定し、今後の少子化社会への対応を包括的に検討し始めている。本稿では、このような来るべき少子化社会を豊かなものにするためにどのような取り組みが必要か考えてみよう。

1. 少子化の現状

(1) 進展する高齢化と少子化

2000年の国勢調査および国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）「日本の将来人口推計（平成14年）」に基づいて高齢化と少子化の状況を見てみよう。

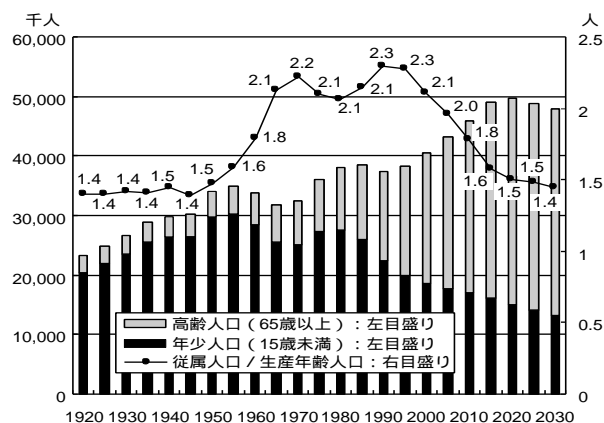
わが国の高齢人口（65歳以上）は、団塊の世代が高齢期を迎える2020年頃まで急速に増加する。高齢化率は、2010年には21%を超え、やがて緩やかに30%に近づく。

一方、年少人口（0～14歳）は1980年以降減少しており、2000年には初めて高齢人口を下回り、その後も減少傾向が続いている。その構成比は、戦後一貫して減少しており、2000年には15%、2030年には11%まで低下する。

また、生産年齢人口（15～64歳）は、1995年に8,717万人でピークに達し、それ以降は減少している。その構成比は2000年の68%から減少傾向が続き、2030年には59%に低下する。

その結果、ひとりの従属人口（年少者と高齢者の合計）を支える生産年齢人口は、1990年の2.3人から2030年には1.4人に減少する。これは1950年以前とほぼ同じ水準だが、高齢者と年少者の比率が逆転している点が大きく異なっている。

図表 - 1 従属人口および従属人口指数の推移



(資料) 社人研「日本の将来人口推計（平成14年）」より作成

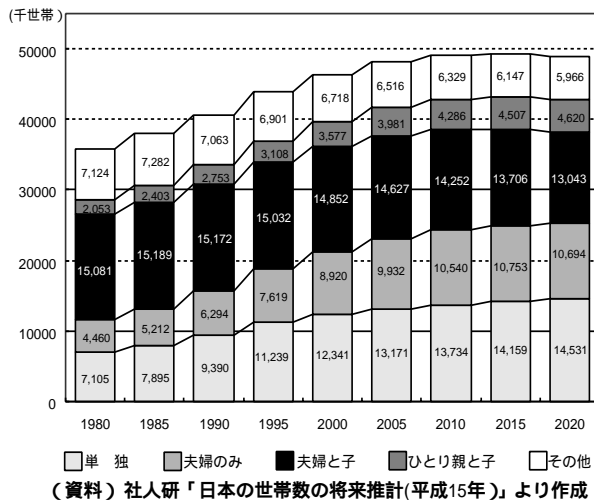
2. 少子化の要因

(2) 減少するファミリー世帯

社人研の「日本の世帯数の将来推計(平成15年)」によると、全国の一般世帯数は、今後、総人口が減少しつつも2015年までは増加する。それは一世帯当たりの世帯人員が減少し、世帯規模の縮小が進むことによる。世帯類型は「単独世帯」「夫婦のみ世帯」「ひとり親と子世帯」が増加し、世帯人員の多い「夫婦と子世帯」などが減少する。

2000年で最も多い世帯類型はいわゆるファミリー世帯と呼ばれる「夫婦と子世帯」で、32.0%を占めていた。しかし、2015年には「単独世帯」が初めてそれを上回り最も多い世帯類型となる。「単独世帯」と「夫婦のみ世帯」の割合は、1980年以降一貫して上昇しており、2015年にはこれらを合わせた世帯人員2人以下の小規模世帯が過半数を占めることになる。

図表 - 2 世帯類型別の世帯数の推移

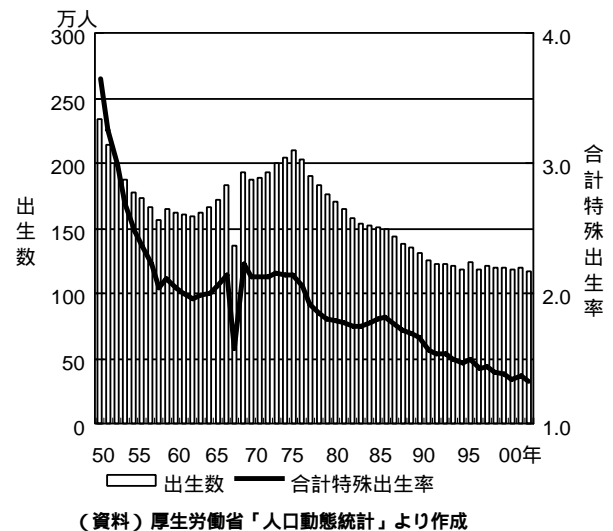


(3) 人口減少社会の到来

国勢調査によるとわが国の2000年の総人口は、1億2,693万人だった。その後、2006年に1億2,774万人(中位推計値)でピークに達した後、減少していく。2030年には1億1,758万人、2050年は1億59万人になると予測され、わが国は本格的な人口減少社会を迎えることになる。

わが国の年間出生数は73年の209万人以降減少傾向にあり、近年では120万人を下回る水準で推移している。また、合計特殊出生率(15~49歳までの女性の年齢別出生率の合計)も低下傾向にあり、2002年には1.32と世界的に見てもイタリアに次いで低くなっている。このような少子化の要因は、主に婚姻率(有配偶率)の低下と既婚女性の出生率(有配偶出生率)の低下と見られている。

図表 - 3 出生数と合計特殊出生率の推移



(1) 有配偶率の低下

わが国では非嫡出子(婚外子)の割合が1~2%と非常に低く、子どもの大多数は婚姻関係のある夫婦から生まれている。従って、有配偶率の低下は直接少子化に繋がっている。

厚生労働省の「人口動態統計」によると、男女ともに平均初婚年齢が上昇しており、2000年には男性29.0歳、女性27.2歳となっている。また、年齢別の未婚率も上昇しており、特に、30~34歳の男性では90年の32.6%から2000年の42.9%へ、25~29歳の女性では90年の40.2%から2000年の54.0%へと大幅に上昇している。一方、生涯未婚率(50歳時の未婚率)も男性12.6%、

女性5.8%と高くなっている。

「国民生活白書」(平成15年版)に掲載されている内閣府「若年層の意識実態調査」(2003年)によると、このような非婚・晩婚化が進んでいるのは、『結婚したい相手にめぐり合わない』や『金銭的に余裕がない』などの他、男女ともに『結婚に精神的な安らぎを感じる』が減少し、『結婚すると自由に使えるお金が減ってしまう』が増加するなど、若年層が結婚のインセンティブよりもデメリットを大きく意識しているためと思われる。そして成人したら結婚するべきであるといった社会や親からの結婚圧力が薄れてきたこともあり、最近ではパラサイトシングルといわれる親同居未婚者が増加している。

また、近年では15～34歳の若年失業率が高まり、雇用状況が不安定なフリーターが400万人を超えるなど、若者の雇用環境が悪化して安定的な収入が得られにくくなっていることもひとつの要因と考えられる。

(2) 有配偶出生率の低下

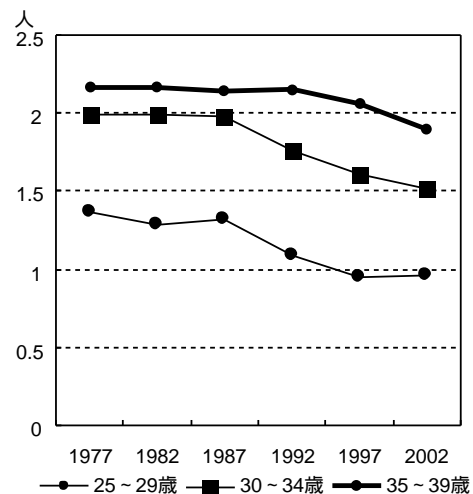
これまで夫婦が一生涯にもつ子どもの数(完結出生児数)はほとんど変化がなく、出生数の減少は主に非婚・晩婚化による婚姻率の低下が原因と考えられてきた。しかし、2002年の社人研「出生動向基本調査」によると、90年代以降、結婚後5～9年、10～14年の夫婦の平均子ども数が減少しており、最近では結婚した夫婦の出生率(有配偶出生率)自体が低下していることも大きな要因と考えられるようになってきた。

夫婦の出生力の低下の背景は、晩婚化により有配偶女性の出産高齢化(晩産化)が進み、出生力が低下していることや、育児の精神的・経済的な負担が大きいことが挙げられる。

また、前出の内閣府「若年層の意識実態調査」

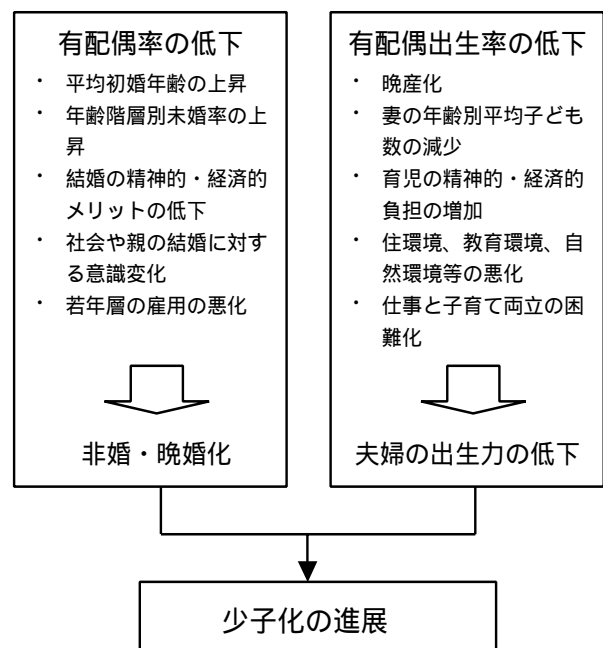
(2003年)では、『子どもを育てるのにお金がかかる』とする人が増加し、子どもがいる女性の6割以上が『育児不安』を抱えており、『理想の子ども数』や『予定している子ども数』は減少傾向にある。その他にも住環境、教育環境、自然環境など子どもをめぐる様々な成育環境の悪化や、子育て期の女性就業率の上昇に伴う仕事と子育ての両立の困難などがある。

図表 - 4 妻の年齢別平均出生児数の推移



(資料) 社人研「出生動向基本調査」(2002年)より作成

図表 - 5 少子化の要因



(資料) ニッセイ基礎研究所作成

3. 少子化社会の課題と対応

少子化が進展するとわが国の社会経済はどのような課題に直面するのだろうか？生産年齢人口が減少し国内生産力が低下する、総人口が減少し消費が低迷し経済活動が縮小する、年金などの社会保障制度の支え手が減少し制度自体が機能しなくなる、等々の課題が想定される。しかし、世界的に見ても社会の成熟化に伴う高齢化や少子化という人口構造の変化は必然的な流れであり、これを変えることは難しい。従って、少子化という人口動向の中で相応しい社会経済システムを検討・設計することが重要であり、そのような新しい制度へスムーズに転換するために急速な少子化は政策的に避けなければならない。そこでこれまで少子化に歯止めをかけるために様々な施策がとられてきたが、その最近の動きを見ておこう。

(1) 少子化対策プラスワン

政府は1999年12月に「少子化対策推進基本方針」を閣議決定し、あわせて新エンゼルプランを策定し、「健やかに子供を生み育てる環境づくり」を行ってきた。しかし、少子化傾向に大きな変化は見られないことから、厚生労働省は従来の「仕事と子育ての両立支援」に加え、02年9月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめた。

これは01年7月に閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策の方針」に基づく「待機児童ゼロ作戦」に加えて、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援、社会保障における次世代支援、子供の社会性の向上や自立の促進の4本柱からなっている。

これは男性を含めた働き方の見直しを盛り込んだ男女共同参画社会を目指した施策であり、

男性を含めた育児休業取得率の目標設定や子育て期間中の残業時間の縮減などこれまでの企業中心社会のライフスタイルそのものを見直し、子どもを安心して育てられる環境整備を目指した点が評価される。

また、従来の仕事と子育ての両立支援ばかりではなく、子育てにかかわる全ての家庭や人々を対象に幅広く子育て支援を打ち出したことも大きな特徴だ。

(2) 次世代育成支援推進法

この「少子化対策プラスワン」を推進する立法措置として、「次世代育成支援対策推進法」（以下、次世代法）および「児童福祉法の一部改正」が2003年7月に成立した。次世代法は2015年3月末までの10年間の時限立法で、次の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るために、05年3月末までに地方公共団体や事業主に次世代育成支援対策の行動計画の策定を義務付けるものだ。

次世代法では、特に子育て支援という行為を社会全体で担うべきとの考えから、301人以上の労働者を雇用する事業主は、労働者の育児の有無に関わらず仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進める行動計画を策定し、その旨を届け出なければならない（300人以下は努力義務）。そして事業主は行動計画に定められた一定の目標を達成した場合、申請を行うことによって認定を受け、その旨を広告や商品に表示することができるとしている。

既に資生堂など30社は、行動計画に盛り込む子育て支援のための社内制度作りに向けて研究会を立ち上げている（日本経済新聞04年2月26日夕刊）。この研究会では仕事と子育ての両立のために在宅就労制度の検討や仕事と家庭のバランスに関する意識調査なども行う予定だ。

4. 豊かな少子化社会に向けて

(1) 少子化社会対策基本法

政府は急速に進展する少子化に対して、結婚や出産は個人の決定に基づくものとしながらも、『次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている』と前文に謳った少子化社会対策基本法を03年7月に制定した。

前述の次世代育成支援を推進するためにさらに幅広く、雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等、ゆとりある教育の推進等、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育および啓発といった基本的施策を打ち出している。このように政府は、厚生労働省始め文部科学省や国土交通省も含めた包括的な少子化対策に乗り出しており、04年5月までに少子化社会対策大綱作りを行うとしている。

(2) 少子化社会対策の方向性

子どものための保育環境の整備

これまでの少子化対策は、主に仕事と子育ての両立支援が行われてきた。そこで忘れてはならないことが子どもの保育の質である。ややもすると親の利便性を優先して、子どもの成育環境の悪化が見過ごされていることがある。

これまでも親の残業への対応や利便性のために延長保育や夜間保育、駅前保育などを求める声も多かったが、慎重に対応すべきである。子どもにとっての長時間保育のストレスや土いじりのできる園庭や遊び回れる緑地などの自然環

境に乏しい保育は、子どもにとって極めて大きな影響を与える。

また、企業内保育所のニーズもあるが、わが国の都心への通勤事情や立地環境を考えると手放して歓迎することはできない。恵泉女学園大学の大日向雅美教授は『子育て支援は単なるサービスの提供ではない。応えるべきニーズと応えることが望ましくないニーズの違いを見極めることが重要だ』と指摘している。

最近では幼保一元化が取りざたされることも多い。もともと旧厚生省が所管する保育に欠ける子どもの保育をする保育園と、旧文部省が所管する幼児教育のための幼稚園では設立の趣旨は大きく異なる。しかし、保育に欠けるのは共働き世帯に限らず、今や全ての家庭に子育て支援が必要な時代になっている。このように親の就労状況だけでは保育園と幼稚園が区分できなくなっており、単に幼稚園と保育園の統合化ではなく、新たな幼児保育施設としてのあり方を親と子どもの両面から考えていく必要がある。

企業の社会的責任としての子育て支援

近年、企業のCSR（Corporate Social Responsibility：社会的責任）経営が注目されている。企業はこれまでの法令順守（コンプライアンス）や社会貢献活動のみならず、本業を通じて広範に社会的責任を果たしていくことが求められる。子育て支援という次代を担う人材を育成することは、政府・国民はもちろんのこと企業が果たす役割も大きい。

次世代法では事業主に従業員の仕事と子育ての両立を図るための行動計画を義務付けたが、それは必ずしも企業の直接的な子育てサービスの提供を意図したものではない。むしろ、その背景は従業員が既存の育児休業制度などの両立支援制度を実際に利用し易い状況を企業内に作り出すために、企業経営者や従業員の理解と意

識改革を求めるものだ。

企業が人材確保のために従業員のフリンジベネフィットとして企業内保育所を設けるならば、その便益は一部の人に限定されてしまう。企業が次世代育成のために社会的責任として子育て支援を行うのであれば、「子育てファンド」を創設するなど、より普遍的な形での取り組みが必要と思われる。

職住近接の地域づくり

わが国では60年代以降、都市化と工業化が進展し、近代家族モデルをベースに急速な経済成長を遂げた。男性が働き女性が家事・育児に専念するという性別分業に基づく効率性を最優先にした社会が築かれてきた。その結果、郊外には大規模なニュータウンが建設され、そこはベッドタウンとも言われるように寝るための街になってしまった。

これまで、仕事と家庭の両立を阻んできた要素のひとつに職住の分離構造があり、男女共に働き方を見直すためには職住近接の地域づくりが不可欠だ。

もちろんこれまでも企業誘致等による業務機能の分散化を図り、職住遊融合の複合型ニュータウン作りを政策的に進めてきた。今後は職住近接の地域づくりのために、多様なライフスタイルや柔軟なワークスタイルに対応した地域で創る仕事・コミュニティビジネスの育成などが求められる。

おわりに

急速に少子化が進み、このまま子どもの数が減り続けるとわが国の社会経済にとって多大な影響があるとのことから、これまで出生率の低下に歯止めをかけることが主要な少子化対策と考えられてきた。しかし、本来の少子化対策とは、社会の成熟化とともに子どもの数が減少す

るような人口動態を前提とした社会経済制度を設計することではないだろうか？今後、このような社会像について各方面からの議論を深めることが重要だ。

また、高齢化対策というものが、高齢者が尊厳を持って豊かに生きることのできる社会の設計とするならば、少子化対策は子どもが健やかに育ち、おとなが安心して子育てができる環境を整えることである。つまり、少子化対策の政策クライアントは子どもが中心であることを再認識しなくてはならない。

社人研「社会保障給付費」によると、わが国の2001年度の社会保障給付費は約81兆4千億円である。その内、高齢者関係給付金は7割近い56兆円で、児童・家族関係給付費（児童手当、児童扶養手当、児童福祉サービス、育児休業給付等）は約3兆円で、全体のわずか3.7%に過ぎない。東京大学教育学部の汐見稔幸教授は、『子どもや家族への社会保障給付は、まさに次世代育成のための先行投資であり、子どもが健全に育つことにより将来の社会コストはトータルとして低減する』と述べている。

このようにこれまでの子育て支援を社会全体が担う次世代育成支援と捉え、国家予算の裏付けをもって社会全体が次代を担う子どもが健やかに育つ社会環境を整備することが、結果として出生率を回復し、夢のもてる活力ある社会を実現するのではないだろうか。